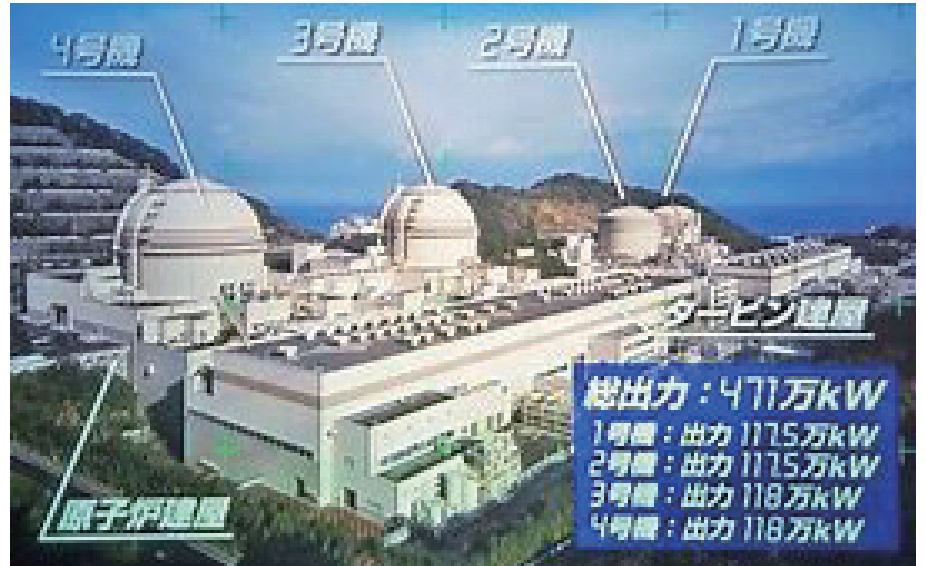




私たちは
フクシマを
忘れない

全造船関東地協労働組合
よこはまシティユニオン

横浜市鶴見区豊岡町 20-9-505
TEL 045-575-1948
yuniyoko.sakura.ne.jp



大阪地裁、大飯原発の設置許可を取り消す 耐震基準の審査に「看過しがたい過誤、欠落」

昨年 12 月 4 日、大阪地方裁判所は、住民約 130 人の訴えを認め、国の「原子力規制委員会」が、関西電力・大飯 3 号、4 号機に出した設置許可を取り消す判決を出しました。国が出した設置許可が取り消されるのは、福島第一原発の事故後初めてですが、他の原発でも規制委員会は同じ方法で耐震基準を審査しているので、他の原発の審査にも、同じ「過誤、欠落」があることとなります。

地震の専門家が指摘していた 地震の過小評価

裁判所が強い言葉で指摘したのは、「基準地震動」（極めてまれではあるが、発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある・・・地震動）といわれるものです。加速度（ガル）であらわします。物が自然に落下する加速度が 980 ガル、1G です。

この基準地震動を決めるためには、「経験

■故長尾さんの闘いを胸に

よこはまシティユニオンの組合員だった長尾光明さん（故人）は福島第一原発で働き、被ばくが原因で退職後に多発性骨髄腫（血液のガン）を発症し労災認定されました。損害賠償を求めて東京電力を相手に裁判を起こしましたが、東電は労災認定はおろか病名すら否定。裁判所も長尾さんの請求を棄却しました（最高裁 2010 年 4 月）。

■原発で働く労働者と共に

原発は電力会社を元請とした 4～8 次の下請会社で稼働しています。3.11 以降、多くの労働者が福島第一原発の収束作業に関わり、被ばくを余儀なくされています。東電福島第一原発の収束・廃炉作業や九電玄海原発の定期検査に従事し、被ばくが原因で白血病になったあらかぶさん（40 代男性）は 2016 年 11 月 22 日に東京電力と九州電力を相手に損害賠償を求めて提訴し闘っています。ぜひ多くの皆さまのご支援をお願いします。

■職場の問題、いつでもご相談を！

私たちは、東日本大震災や原発事故を忘れないため毎月 11 日に街頭宣伝活動を始めてもうすぐ 10 年になります。これからも何ができるのかを一緒に考えたいと思います。「福島どころじゃない」「自分の仕事と生活が大変」という方もいるでしょう。そんなあなたこそ、あきらめる前に一度ぜひ職場の問題をユニオンに寄せてください。一緒に解決しましょう！

式」を使って平均値を出しますが、裁判所は、平均値よりも大きい方向に、かけ離れた数値が出る「ばらつき」を規制委員会が検討すらしなかったことを問題にしたのです。

また、大飯原発の審査中、規制委員会の中の地震の専門家は、地震を過小評価していると再三指摘していました。しかし、規制委員会は、この委員が任期満了になる4ヶ月前から大飯の審査を行わず、任期満了で退職した後に審査を再開し、設置許可を出していたのです。

国が決めた「審査ガイド」も守らない規制委員会

大飯原発の基準地震動は、「不確かさ」（平均値に1.5倍をかける）だけを考慮して、856ガルと決められました。しかし、東日本大震災後に国が出した、基準地震動の「審査ガイド」には、「経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」とはっきり書かれています。大飯原発は、東日本大震災後に行われた「ストレステスト」で、約1,260ガルを超える強振動が発生すると、燃料の冷却手段が確保できなくなるとされました。原告側は、ばらつきを入れて計算し直すと、すくなくとも1,150ガルになると主張しています。ストレステストの限界に近い数字です。国の審査ガイドも守らずに出した規制委員会の設置許可は取り消されて当然です。

巨大地震はどこでも起こりうる すべての原子力施設の設置許可を見直せ

新潟中越沖地震 -2000ガル、東日本大震災 -2933ガル、岩手内陸地震 -4022ガル。これは、最近起こった強い地震の加速度です。一般住宅では、震度7の地震でも軽微な損傷ですむよう（耐震等級3）研究が重ねられています。そうでなくては売れなくなってしまいます。なのに、絶対事故を起こしてはならない原発の耐震基準が、国の定めたガイドも守らずに、甘い計算で審査されていたのです。

国は、判決を不服として控訴しましたが、今ある原子力施設の耐震基準は、すべて見直さなければなりません。それでも、巨大地震は日本のどこで起こっても不思議ではないのですから、耐震基準をきびしくし、巨額の安全対策費をつぎ込んで、それを超える地震に襲われる可能性はゼロにはなりません。【組合員 N】

2021/1/11

